

令和3年度産婦健康診査を受診する産婦の方へ

1. 本券は、記載された産婦以外が使用することはできません。また、金券ではありませんので、使用しない場合でも払い戻し等はできません。
2. この受診票及び問診票は、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の健康状態を産婦人科の専門医や助産師に診査してもらうためのものです。
3. この受診に要する診査料（問診、診察、体重・血圧測定、尿検査、エジンバラ産後うつ病質問票による問診）は公費で負担します。医師が特に必要と認めて行う検査及び治療に要した費用は含まれません。
4. 市町村名、交付番号、交付年月日及び市町村長印のないものは無効です。
5. この受診票による健康診査は、県内で町と契約している医療機関及び助産所で受診することができます。県外の場合はこの受診票は使えません。県外の医療機関等で受診された場合健診に要した費用の一部をお支払いしています。手続きについては下記までお問い合わせください。
6. 健康診査を受ける際は、医療機関へ予約をし、**裏面の産婦健康診査（産後2週間・産後1か月）問診票の太線枠内**へ記入し、母子健康手帳と一緒に検査を受ける医療機関に提出してください。
7. この診査結果は、飯島町保健師へ情報提供されます。
8. 転出された場合は、新居住地の市町村へお問い合わせください。

飯島町役場 健康福祉課 保健医療係

Tel 0265-86-3111

(内線 189・199)

Fax 0265-86-2225